

議案第13号 交野市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例について

議案書45P～46P

1. 条例改正の目的

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正において、条項の繰り下がりが生じており、同法を引用する交野市空家等対策協議会条例の条文について、所要の改正を行うもの。

2. 条例改正の内容

空家等対策の推進に関する特別措置法を引用する条文について、次のとおり改正する。

- ① 第1条中「第7条第1項」を「第8条第1項」に改める。
- ② 第2条第1号中「第6条」を「第7条」に改める。

3. 施行日 公布の日

4. 関連Webサイト：https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000138.html

【国土交通省HP】空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正

別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

令和6年3月定例会

議案の 件名	議案第13号 交野市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例について	政策等 の区分	計画・事業・ 条例 その他 ()
-----------	---------------------------------------	------------	---

<p>〈政策等の概要〉</p> <p>空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第7条第1項の規定に基づき、交野市空家等対策協議会を設置する。</p>	<p>〈他の自治体の類似する政策等との比較〉</p> <p>法に基づく空家等対策協議会を設置している自治体については同様の条例改正が行われている。</p>													
<p>〈政策等を必要とする背景〉</p> <p>空家等対策の推進に関する特別措置法の改正において、所有者の責務を強化するとともに新たに国の責務が規定されたことで、条項の繰り下がりが発生したため、同法を引用する条文の改正を行う。</p>	<p>〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th>総事業費</th> <th>国庫支出金</th> <th>府支出金</th> <th>市債</th> <th>その他</th> <th>一般財源</th> </tr> <tr> <td>311</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>311</td> </tr> </table>	総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源	311					311	
	総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源								
	311					311								
<p>〈将来にわたる効果及びコストの状況〉</p> <p>空家等対策協議会 委員報酬 209千円 空き家ワークショップ講師謝礼 報償費 102千円</p>														
<p>〈提案に至るまでの経緯〉</p>	<p>〈総合計画等の整合〉</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td rowspan="3" style="width: 40%;">まちづくりの目標 政策分野または経営方針 施策</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">目 標</td> <td>みんながつどい交流し、活力が生まれるまち</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">分野・方針</td> <td>都市環境・住環境</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">施 策</td> <td>住宅環境の充実</td> </tr> </table> <p>○その他の計画（該当する場合のみ）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">計画名称</td> <td>空家等対策計画</td> </tr> <tr> <td>策定年度</td> <td>令和6年度</td> </tr> <tr> <td>計画期間</td> <td>令和15年度</td> </tr> </table>	まちづくりの目標 政策分野または経営方針 施策	目 標	みんながつどい交流し、活力が生まれるまち	分野・方針	都市環境・住環境	施 策	住宅環境の充実	計画名称	空家等対策計画	策定年度	令和6年度	計画期間	令和15年度
まちづくりの目標 政策分野または経営方針 施策	目 標		みんながつどい交流し、活力が生まれるまち											
	分野・方針		都市環境・住環境											
	施 策	住宅環境の充実												
計画名称	空家等対策計画													
策定年度	令和6年度													
計画期間	令和15年度													
<p>〈市民参加の状況〉</p> <p>有・無（パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）</p>														
<p>〈政策等の実施時期〉</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">担当部局</td> <td style="width: 20%;">担当課</td> <td style="width: 50%;">添付資料（有の場合は、その名称）</td> </tr> <tr> <td>都市計画部</td> <td>都市まちづくり課</td> <td>有・無 新旧対照表等</td> </tr> </table>	担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）	都市計画部	都市まちづくり課	有 ・無 新旧対照表等								
担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）												
都市計画部	都市まちづくり課	有 ・無 新旧対照表等												

交野市空家等対策協議会条例（平成30年条例第20号）新旧対照表

新	旧
<p>(設置)</p> <p>第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）<u>第8条第1項</u>の規定に基づき、交野市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議等を行う。</p> <p>(1) <u>法第7条</u>に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関すること。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）<u>第7条第1項</u>の規定に基づき、交野市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議等を行う。</p> <p>(1) <u>法第6条</u>に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関すること。</p> <p>(2) (略)</p>